

(記録の整備)
 第八条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十八条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画
- 二 第三十九条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第四十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(規模)

第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 一 生活介護 自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)(第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。))又は就労移行支援 二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、十人以上)
- 二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上)でなければならないものとする。

- 一 生活介護 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 六人以上。
- 二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

(設備の基準)

第十条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
 - ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 階に設けてはならないこと。

- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

へ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 ト プザイ又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂
 イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする事。

五 洗面所
 イ 居室のある階ごとに設けること。
 ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所
 イ 居室のある階ごとに設けること。
 ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅
 イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
 ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者 職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設(以下「認定障害者支援施設」という。)(が就労移行支援を行う場合は、前項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たつて支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長

二 生活介護を行う場合

- イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - (二) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)から(ハ)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。))に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる数とする。
 - (イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
 - (ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
 - (ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

- (二) 看護職員は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。
- (三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。